

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年3月22日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

専決第1号

損害賠償の額の決定について

交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

令和6年2月27日専決

長岡京市長 中小路 健 吾

1 相手方

京都市西京区に所在する社会福祉法人

2 事故の概要

令和6年1月23日午後1時10分頃、京都市西京区の宿泊施設の駐車場に公用車を駐車する際、ハンドル操作を誤り右側後方に駐車していた相手方の軽自動車と衝突したものである。軽自動車の右後方と公用車の右後方が衝突し、それぞれが破損。なお、怪我をした者はなかった。

3 損害賠償の額

167,714円